

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日休む、
日かたに
の翌日)

目次

- 計量器の定期検査の実施
- 保安林予定の森林
- 解除予定の保安林 (二件)
- 土地改良事業の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の工事の完了
- 国有財産の用途廃止 (四件)
- 開発行為に関する工事の完了 (二件)

告示

鳥取県告示第六百二十六号

計量法 (昭和二十六年法律第二百七号) 第四百十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十九年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

昭和四十九年八月三十一日から
昭和五十年三月三十一日まで
当該計量器の所在場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

検査期間 検査時間 実施区域 検査場所

八月二十六日 午前十時から 午後三時まで 倉吉市 倉吉市立河北中学校

二十七日 午前十時から 午後二時まで 倉吉市 倉吉市立上灘小学校

二十八日 午前十時から 午後三時まで 倉吉市 倉吉福祉会館

二十九日 倉吉市役所

三十日 倉吉市役所

九月二日 計量器所在場所

三日 計量器所在場所

十日 倉吉市役所

鳥取県告示第六百二十七号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法 (昭和二十六年法律第二百七十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市伏野字石山ヶ鼻二二五六の六二、二二五六の六四、二二五六の六五

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

鳥取県告示第六百二十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字下神字東灘山一〇六八の二一から一〇六八の二七まで、字西灘山一二三三の二、一二三三、一二四八の一

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百二十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字大峯七二八の三二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十号

羽合土地改良区から申請のあつた土地改良（上浅津地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十九年七月十八日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百三十一号

昭和四十九年六月十日付けで関金町から申請のあつた土地改良(本村地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年七月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、郡家町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称

麻生地区農道整備事業
下津黒地区農道整備事業

工事完了年月日

昭和四十九年三月二十五日
昭和四十九年二月二十八日

鳥取県告示第六百三十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年七月二十三日から用途廃止した。

昭和四十九年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場

所

(平方メートル)積

用途

鳥取市湖山町字土器免九六二番一地先

五八・六五

水路敷

鳥取県告示第六百三十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年七月二十三日から用途廃止した。

昭和四十九年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場

所

(平方メートル)積

用途

鳥取市湖山町字土器免九七五番二地先から同町字土器免九七五番一地先まで

四八・七〇

道路敷

鳥取県告示第六百三十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年七月二十三日から用途
廃止した。

昭和四十九年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市上後藤字平六東山中二一六番一地从前同 市上後藤字平六東山中二一六番七地先まで		二二七・六八	道路敷

鳥取県告示第六百三十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年七月二十三日から用途
廃止した。

昭和四十九年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
日野郡日南町大字三栄字矢戸渡下モ川端一七二五 番四地先		六八・九〇	水路敷

鳥取県告示第六百三十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年十一月六日 鳥取県指令受都計第六百二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湯所町二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町七二三

株式会社鳥取農協共済福祉事業団

代表取締役 舟越為佐男

鳥取県告示第六百三十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年六月十二日 鳥取県指令受都計第七百六十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字中河原土手ノ外壱ノ荒開、字上河原土手ノ外及び字外河

原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町三〇五

株式会社相互信販

代表取締役 岸野高春

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】